

- 政府行動計画、県行動計画で市が取り組む内容を規定していることから、これを基本に改定を行う。
- また、市町村が市町村行動計画を変更する際に、記載が必要となる内容および記載を検討することが望ましい内容について、政府行動計画および政府ガイドラインから参考となる内容を抜粋した「市町村行動計画作成の手引き」を国が作成しているため、これを参考する。
- 本市における新型コロナウイルス感染症対策における課題や教訓、また「草津市新型インフルエンザ等対策有識者会議」における委員の皆様からの御意見等を生かし、必要に応じて市独自の記載を追加する。
- 市行動計画の改定後、マニュアルの改定を予定しており、「市町村行動計画作成の手引き」や本市における新型コロナウイルス感染症対策における課題や教訓、また「草津市新型インフルエンザ等対策有識者会議」における委員の皆様からの御意見等を参考に、マニュアルに記載する内容についても併せて検討する。

マニュアルは、市が、市行動計画に定められた内容について適切に対応していくにあたり、平時の備えや有事に対応すべき事項に関し、より具体的な内容や具体例等を整理するものです。

＜例＞実施体制（抜粋）

政府行動計画 P.61-62

- ① (略)厚生労働大臣は、新型インフルエンザ等が発生したと認めたときは、速やかにその旨を公表するとともに、内閣総理大臣に報告する。
- ② ①の報告があったときは、(略)内閣総理大臣は閣議にかけて、政府対策本部を設置し、(略)公示する。
都道府県は直ちに都道府県対策本部を設置する。あわせて、市町村は、必要に応じて、対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。

滋賀県行動計画 P.44

- ① 県は、国が政府対策本部を設置した場合、直ちに県対策本部および保健医療福祉調整本部を設置する。あわせて、市町は、必要に応じて、対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策にかかる措置の準備を進める。

市町村行動計画作成の手引き

- ① 国が政府対策本部を設置した場合や、都道府県が都道府県対策本部を設置した場合において、市町村は、必要に応じて、対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。

草津市行動計画（案）

- ① 国が政府対策本部を設置した場合や、県が県対策本部を設置した場合において、市は、必要に応じて、対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。